

放課後等デイサービス事業所 管理者 様

尼崎市障害福祉課長

特別支援学校等の臨時休業に係る放課後等デイサービス利用の利用者負担軽減及び報酬請求の取扱いについて（その3）

平素は、本市の障害福祉行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症防止に係る特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業の実施について、「特別支援学校等の臨時休業に係る放課後等デイサービス利用の利用者負担軽減及び報酬請求の取扱いについて（その2）」（令和2年4月15日付尼崎市事務連絡）にて、4月提供分の国保連請求方法を4月27日以降にご連絡する旨お伝えしておりますが、現時点で4月提供分の報酬請求の取扱いが国から示されておりませんので、国保連請求方法の変更は行いません。

1 特例的に通常報酬算定する場合の留意点

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の本市における取り扱いについて（通知）」（令和2年3月19日付尼崎市事務連絡）及び「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等におけるサービス提供について」（令和2年4月14日付尼崎市事務連絡）により、「臨時的な在宅でのサービス提供を行う場合」の本市取扱いを整理しております。令和2年4月サービス提供分からは、北・南部障害者支援課に届出及び報告書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

その要件を満たし、特例的に通常の報酬算定として請求する場合は、「サービス提供実績記録票」の開始時間・終了時間に実際にサービスを提供した時間を記入し、備考欄に「欠席基本報酬」等わかるように記載してください。

2 留意事項

今後、令和2年4月サービス提供分報酬請求の取扱いが国から示された場合は、本市ホームページに掲載しますので、ご確認のうえ請求していただきますようお願いいたします。

【尼崎市ホームページ】

トップページ > くらし・手続き > 障害者支援 > 障害者自立支援制度 > 【障害福祉サービス等】【障害児通所支援】指定サービス事業に関するお知らせ >

障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年4月）

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/ziritu/1004198/1020053.html>

以 上

【問い合わせ先】

尼崎市障害福祉課 請求・認定担当係

吉田・曾谷

TEL：06-6489-6750

FAX：06-6489-6351